

国立大学法人京都大学教職員就業規則等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教職員就業規則</b> (平成16年達示第70号)</p> <p>(前 略) (適用範囲)</p> <p>第2条 この規則は、教職員に適用する。</p> <p>2 任期を付して雇用する教職員について、別段の定めを置くときは、それによる。</p> <p>3 教員の採用・懲戒等に関する事項については、国立大学法人京都大学教職員就業特例規則（平成16年達示第71号）による。</p> <p>4 前3項の規定にかかわらず、以下の教職員については、別に定める。</p> <p>(1) <u>事務職員（特定業務）（国立大学法人京都大学事務職員（特定業務）就業規則（平成25年達示第57号）第2条に定める職員）</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程</b> (平成16年達示第78号)</p> <p>(前 略) (対象者)</p> <p>第2条 再雇用の対象となる者は、次の各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>国立大学法人京都大学事務職員（特定業務）就業規則（平成25年達示第57号）第5条第1項の規定により定年退職した者</u></p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学において障害者を教職員として雇用する場合の特例を定める規程</b> (平成27年達示第52号)</p> <p>第1条 この規程は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）の趣旨を踏まえ、京都大学に雇用される障害者について、<u>国立大学法人京都大学事務職員（特定業務）就業規則（平成25年達示第57号。以下「特定業務就業規則」という。）</u>、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成17年達示第38号。以下「時間雇用就業規則」という。）及び国立大学法人京都大学有期雇用教職員及び時間雇用教職員の雇用年齢上限後の雇用に関する特例を定める規則（平成18年達示第49号。以下「再雇用特例規則」という。）の特例を定め、もって京都大学における障害者の雇用の促進し、及びその安定を図ることを目的とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第3条 <u>障害者を事務職員（特定業務）として採用する場合における特定業務就業規則第3条第1項の規定の適用については、同項中「3年以上の実務経</u></p>	<p style="text-align: center;">(適用範囲)</p> <p>第2条 } 2 } 3 } (同 左) 4 }</p> <p>(1) <u>支援職員（国立大学法人京都大学支援職員就業規則（令和4年達示第3号）第2条に定める職員）</u></p> <p>(2)・(3) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(対象者)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>(4) <u>国立大学法人京都大学支援職員就業規則（令和4年達示第3号）第7条第1項の規定により定年退職した者</u></p> <p>(5)・(6) (同 左)</p> <p>第1条 この規程は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）の趣旨を踏まえ、京都大学に雇用される障害者について、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成17年達示第38号。以下「時間雇用就業規則」という。）及び国立大学法人京都大学有期雇用教職員及び時間雇用教職員の雇用年齢上限後の雇用に関する特例を定める規則（平成18年達示第49号。以下「再雇用特例規則」という。）の特例を定め、もって京都大学における障害者の雇用の促進し、及びその安定を図ることを目的とする。</p> <p>第3条 <u>(削除)</u></p>

験」とあるのは「前条の指導又は改善に関する事務を担える資質」とする。

(後 略)

### 国立大学法人京都大学教職員の自己啓発等休業に関する規程

(平成20年達示第77号)

(前 略)

(定義)

第2条 この規程において「教職員」とは、就業規則の適用を受ける教職員のうち、再雇用された教職員、育児休業に伴う任期付教職員その他の任期を限られた教職員以外の教職員をいう。

2～5 (略)

(後 略)

### 国立大学法人京都大学教職員の配偶者同行休業に関する規程

(平成27年達示第24号)

(前 略)

(定義)

第2条 この規程において「教職員」とは、就業規則の適用を受ける教職員のうち、次の各号に掲げる教職員以外の教職員をいう。

(1)・(2) } (略)  
2・3

(後 略)

### 国立大学法人京都大学退職者功労表彰規程

(平成24年達示第21号)

(前 略)

(表彰を受ける者)

第2条 退職時において、次の各号の一に該当する者を大学に功労があった者として表彰する。

(1) 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号)により退職手当が支給される者(教授、准教授、講師及び助教を除く。)であって、同規程による勤続期間の計算において勤続期間(当該者に事務職員(特定業務)としての在職期間がある場合は当該勤続期間に事務職員(特定業務)としての在職期間を加えた期間。)が30年以上である者

(2) 事務職員(特定業務)であって、事務職員(特定業務)としての勤続期間が30年以上ある者

(3) (略)

(後 略)

### 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程

(定義)

第2条 この規程において「教職員」とは、就業規則及び国立大学法人京都大学支援職員就業規則(令和4年達示第3号)の適用を受ける教職員のうち、再雇用された教職員、育児休業に伴う任期付教職員その他の任期を限られた教職員以外の教職員をいう。

2～5 (同 左)

(定義)

第2条 この規程において「教職員」とは、就業規則及び国立大学法人京都大学支援職員就業規則(令和4年達示第3号)の適用を受ける教職員のうち、次の各号に掲げる教職員以外の教職員をいう。

(1)・(2) } (同 左)  
2・3

(表彰を受ける者)

第2条 (同 左)

(1) 国立大学法人京都大学教職員退職手当規程(平成16年達示第89号)により退職手当が支給される者(教授、准教授、講師及び助教を除く。)であって、同規程による勤続期間の計算において勤続期間(当該者に支援職員としての在職期間がある場合又は令和4年3月31日以前に事務職員(特定業務)としての在職期間がある場合は当該勤続期間に支援職員及び事務職員(特定業務)としての在職期間を加えた期間)が30年以上である者

(2) 支援職員であって、支援職員としての勤続期間(当該者に令和4年3月31日以前に事務職員(特定業務)としての在職期間がある場合は事務職員(特定業務)としての在職期間を加えた期間)が30年以上ある者

(3) (同 左)

(平成16年達示第89号)

(前 略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る退職手当の額が支払われた後において、当該退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該退職手当の額の全部又は一部の返納を請求することができる。

(1) (略)

(2) 国立大学法人京都大学事務職員(特定業務)就業規則(平成25年達示第57号)第6条の2の規定により懲戒解雇の処分を受けたとき。

(3)～(6) } (略)  
2・3

(後 略)

京都大学安全衛生管理規程

(平成19年達示第8号)

(前 略)

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 教職員 第6号の就業規則の適用を受ける者をいう。

(2)～(5) (略)

(6) 就業規則 国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)、国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)、国立大学法人京都大学事務職員(特定業務)就業規則(平成25年達示第57号)、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号)、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則(平成17年達示第38号)、国立大学法人京都大学外国人教師就業規則(平成16年達示第74号)、国立大学法人京都大学招へい研究員就業規則(平成16年達示第75号)をいう。

(7) (略)

(後 略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 (同 左)

(1) (同 左)

(2) 国立大学法人京都大学支援職員就業規則(令和4年達示第3号)第18条の規定により懲戒解雇の処分を受けたとき。

(3)～(6) } (同 左)  
2・3

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 教職員 第6号の就業規則の適用を受ける者をいう。

(2)～(5) (同 左)

(6) 就業規則 国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号)、国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)、国立大学法人京都大学支援職員就業規則(令和4年達示第3号)、国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号)、国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則(平成17年達示第38号)、国立大学法人京都大学外国人教師就業規則(平成16年達示第74号)、国立大学法人京都大学招へい研究員就業規則(平成16年達示第75号)をいう。

(7) (同 左)

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。